

平成29年3月を注視しよう!!

副代表幹事 渡辺 保

ニューズレター第48・49号でお知らせしましたように、内閣府において平成26年から第2次基本計画の評価・検証と第3次基本計画の策定に向けての議論が、基本計画策定・推進専門委員等会議の場で行われてきました。

当初、「あすの会」の要望する経済補償制度については、専門委員等会議座長は、先の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」で検討済みとのことで取り上げようとしませんでした。自民党PTの当会に対するヒアリングを踏まえた、自民党政務調査会提言を、平成27年7月30日に内閣府、警察庁に出していただいたこともあり、論点の一つとして議論されることになりました。

当会で2012年に提案した「犯罪被害補償制度案要綱」(生活保障型)の実現が理想ですが、今回は、次の4点に絞り主張することにしました。

- ①重傷病給付金の期間と上限額(現行1年以内、総額120万円以内)の撤廃
- ②治療費については、受刑者同様無料とし、立替なしの現物給付とすること
- ③親族間犯罪の犯給金は原則支給とし社会通念上妥当でない場合のみ制限すること
- ④若年の被害者で遺児がいる場合は自賠償並みの手厚い給付金にすること

専門委員等会議では、警察庁は従前の主張と変わることなく、当会と警察庁の間で、調整のために2度の話し合いをしました。警察庁は、パブリックコメント

(11/19～12/10)は、「犯罪被害給付制度に関しては、今までの運用状況等を踏まえつつ、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や親族間犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金支給の在り方等については、実態調査や他の公的給付制度に関する調査及びこれらを踏まえた検討を行い、必要な施策を実施する」との検討期限のないものでした。

一方内閣府は、平成27年12月末までに、自民党政務調査会の提言に対する中間報告を求められていましたが、その回答は先のパブリックコメントにかけた内容と同じものでした。自民党PTは当然了承せず、調査・検討・実施に対する期限を明確にすることを要求しました。その結果、平成28年1月26日の専門委員等会議で、警察庁は「3年を目途に調査検討をし、必要な施策を講ずる」という案を示しました。「期限を3年と切ったことは評価できますが、こうしている間にも困窮する犯罪被害者がいるので、一日も早い実施を期待する」として賛否を表明しませんでした。

最終段階では、その3年を目途に…という案が、PT座長の鳩山議員等のご尽力により、1年を目途に…とされ、第3次基本計画は閣議決定され実施となりました。従って、平成29年3月末には、調査検討も終了し、どのような施策が発表されるか注視したいと思います。

最後に、犯罪被害者の目線に立ってご尽力いただいた鳩山邦夫先生が急逝されました。生前のご厚誼に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

第3次犯罪被害者等基本計画の概要及びその経緯について

幹事 後藤啓二(弁護士)

計画期間を平成28年4月1日から平成32年度末までとする「第三次犯罪被害者等基本計画」(「第三次計画」といいます)は、平成28年4月、閣議決定されました。同計画では、犯罪被害給付制度について、次のとおり定められています。

犯罪被害給付制度に関する検討 警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取

組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】(12)

あすの会は、平成27年5月に、自民党犯罪被害者PTのヒアリングに招かれ、現行の犯罪被害者等給付金支給法につき次の3点の改正を要望いたしました。

(1) 現行の「重傷病給付金」では救われない被害者が

多いことから、期間と上限を撤廃し、かつ、治療後自費で支払った後に給付金を受け取るのではなく、治療を受ける際に被害者が治療費を支払わなくともいいような制度にしていきたい。

(2)「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額とされる現行制度では、何の責任もない遺族が困窮することとなっており、見直していきたい。

(3) 給付金額が十分でなく、特に若い被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多いことから、給付金を増額していきたい。

現行制度のこのような問題の結果、何の落ち度もない被害者や遺族が貧困に陥り、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ないことも少なくなく、被害者の尊厳・自立を損なうとともに、国民感情からも、財政負担の観点からも、労災被災者・交通事故被害者との権衡からも不合理な制度に（労災も適用される被害者は全員労災を選ぶ

という保障に顕著な差）なっているからです。

鳩山邦夫議員を座長とする自民党犯罪被害者プロジェクトチーム（自民党PT）にはそれを真摯にお受け止めいただき、あすの会の要望をすべて受け入れていただいた、平成27年7月「提言」を作成し、政府（中心は内閣府、警察庁）に対応を求めています。

さらに、鳩山邦夫座長より、内閣府における検討結果より、さらに自民党PTの提案を踏まえたものとするよう申し入れていただき、その結果、上記のような計画が定められました。

今後、この計画に沿って警察庁が検討し、1年以内に施策を決定することとなりました。あすの会の要望が実現されるかどうかはまだ不確定ですが、実現されるよう引き続き取り組んでいく所存です。

鳩山邦夫先生は先般急逝されました。先生のご尽力に心から感謝申し上げますとともにご冥福をお祈り申し上げます。

鳩山邦夫元法務大臣の死を悼む

代表幹事 松村 恒夫

6月21日鳩山邦夫先生の突然の訃報に接し、驚愕のあまり言葉を失いました。

ご生前のご厚情に深く感謝申し上げますとともに、安らかなご永眠をお祈りいたします。

鳩山先生とご縁は、平成20（2008）年に福田内閣の法務大臣として入閣された時に当時の岡村勲代表幹事に随行しての表敬訪問に始まりました。それまでは、蝶の採集家としても有名であらせられましたし、自然との共生を謳われ環境問題にも造詣の深い先生としてご尊敬申し上げておりました。法務大臣として約1年間の大臣在任中に、13人の死刑囚の死刑執行をしてくださりました。このことが平成20（2008）年6月18日に朝日新聞夕刊の「素粒子」欄で「死に神」と揶揄され、当会はこの表現に朝日新聞に抗議しました。それに対し、朝日新聞から返答がありました。しかし、納得できるものではなく、約5週間の間に複数回にわたる書面のやり取りの末、最終的に朝日新聞が不適切な表現であったことを認め、解決したことがありました。

その後、鳩山先生は、総務大臣等の要職を歴任され、「政務調査会 司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」の座長に就任されてから、平成27年にはヒヤリングをしたいとの連絡が「あすの会」へありました。当会は今回の自民党の支援こそ生かさなければと、上川司法制度調査会会長、鳩山PT座長、小林PT事務局長にお会いし、被害者等の実情を

お話しました。その時鳩山PT座長から「真に困っている犯罪被害者等を救済するのがこのPTの使命だから」という大変力強いお言葉をいただき、励まされました。

そして、平成27年度末の閣議決定の第三次犯罪被害者等基本計画に於いては、経済補償施策の見直し、その検討期間を大幅に短縮するという格別のご尽力をしてくださりました。

また、この4月5日に開かれたある会合で、多くのお歴々が通常の挨拶をされる中で、鳩山先生はいきなり、「皆様ご存じですか。刑務所に入っている犯人にかかる医療費はすべて国が負担しているのに、犯罪被害者はある金額以上は、自分で負担しなくてはならない。また海外で犯罪にあったら、お見舞金もなく、原則として全て自己責任で被害者が解決しなくてはならない。こんな不合理なことで良いのでしょうか」と500人の参加者の前で犯罪被害者の窮状だけを話されました。退席される際には、第三次基本計画決定のお礼を申し上げようと歩を進めた私に気づかれ、先生もわざわざ近寄り挨拶をしてくださったお姿を忘れることはできません（6月に海外での犯罪被害者にも見舞金、弔慰金が支払われる法律が成立しました）。

ここに改めて鳩山先生のご生前のご厚情に深く感謝いたしますとともにご冥福をお祈り申し上げます。

合掌